

令和4年度福島県立高等学校入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立石川高等学校
〒963-7845 福島県石川郡石川町字高田 200-1
電話 (0247) 26-1656

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員
全 日 制	普 通 科	80名 内、特色選抜は募集定員の25%程度

2 出願資格

本校の前期選抜に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 志願してほしい生徒

(1) 特色選抜

本校では、急速な社会の変化に主体的に対応できる知識・技能の習得、及び、様々な課題に対して意欲的に取り組むとともに、解決できる能力の育成を目指した教育活動を実践しています。よって特色選抜では次の①～③を満たす生徒を求めます。

- ① 本校が取り組んでいる「いしかわ WORK&LIFE 教育」に興味・関心があり、キャリアグループの体験実習を通して自己を成長させようとする者
- ② 本校での生活に必要な基本的な生活習慣、協調性、コミュニケーション能力を持ち、かつ、更なる学力の向上に意欲を持つ者
- ③ 高校卒業後の進路目標を明確に持ち、その実現に向けて高校生活の中で努力できる者

(2) 一般選抜

本校で意欲と向上心を持って学びたい者

5 出願期間

令和4年2月3日（木）から2月8日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和4年2月8日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡すること。

6 出願方法及び提出書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、次の書類を本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通1号）
なお、提出期間は令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校ホームページ<https://ishikawa-h.fcs.ed.jp/>）からダウンロードしてA4・上質紙に印刷し、本人が記入したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
 - ⑥ 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
- (2) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通4号の1）を添付する。
- (3) 郵送での出願及び上記(1)以外の者は、直接、本校校長へ問い合わせる。

7 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

8 自己申告書の提出

- (1) 中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。
提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- (2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長宛親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (3) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (4) 提出期間は、令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。
郵送の場合には、2月16日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

県外等から出願をする場合は、事前に中学校長を通して本校校長に問い合わせる。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、本校校長は、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておくこと。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

出願者は、令和4年2月9日（水）から2月14日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して先に提出した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は本校校長に返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに小論文の結果を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 志願理由書

本校への志望動機・高校卒業後の進路についての考え等を本人が記入する。

また、「いしかわWORK&LIFE教育」のキャリアグループを希望する理由と高校での具体的な取組についての考えを記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施し、多面的・多角的に評価する。

その評価については段階評価とする。

⑤ 小論文

あるテーマについて自分の考えをまとめる小論文とする。

その評価については、点数化し、70点満点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、選抜する。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計を250点満点とする。

③ 一般面接

集団面接を実施し、多面的・多角的に評価する。

その評価については段階評価とする。

14 学力検査

- (1) 日 時 令和4年3月3日(木) 午前9時～午後3時10分
(2) 会 場 福島県立石川高等学校
(3) 日 程

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼 受験上 の注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- (4) 携行品 受験票は必ず持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
を持参すること。
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電
子機器類は入試会場に持ち込まないこと。

15 一般面接

- (1) 日 時 令和4年3月4日(金) 午前9時以降
(2) 集 合 本校に午前8時30分までに集合すること。
(3) 一般面接 午前9時より、集団面接を実施

16 特色選抜(小論文及び特色面接)

- (1) 日 時 令和4年3月4日(金) 午後1時以降
(2) 集 合 本校に13時00分までに集合すること。
(3) 小論文 13時30分～14時30分(60分)
(4) 特色面接 14時50分より、個人面接を実施

※ 特色選抜及び一般選抜の併願者に対して、特色面接及び一般面接の両方を実施する。
また、併願者は会場にて昼食をとるようになるため、必ず昼食を持参すること。

17 合格者発表

- (1) 令和4年3月14日(月)正午以降に、本校において発表する。
(2) 合格者は、合格発表後、午後2時までに受験票と引き替えに合格通知書の交付を受ける。
また、合格発表に関する電話による問い合わせには応じない。
(3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められた時は、合格を取り消すこと
がある。
(4) 合格発表当日、制服の採寸を行う。
(5) 合格者に対するオリエンテーションは、令和4年3月24日(木)午前9時20分より
本校において実施する予定である。合格者は保護者同伴で出席すること。

18 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜日に記録的な大雪や大地震等の非常災害に
よる交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症
に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置
が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法
施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設
定する。

(1) 学力検査及び一般面接

- ① 日 時 令和4年3月9日(水) 午前9時から
② 会 場 福島県立石川高等学校
③ 日 程

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼 受験上 の注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

学力検査終了後に一般面接を実施する。

(2) 特色選抜(小論文・特色面接)

- ① 日 時 令和4年3月10日(木) 午前9時から
② 会 場 福島県立石川高等学校

(3) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通14号)に医師の診断書を添付し、3月7日(月)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通14号)の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日(月)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合も、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

追検査等の受験を認めた者に対して、本校校長は、追検査等受験許可証(福島県高等学校入学者選抜実施要項における様式共通15号)を交付する。

(4) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(5) その他

3月3日(木)の学力検査の際、インフルエンザ罹患等や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

19 その他

- (1) 前期選抜及び追検査を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる

- (2) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い

前期選抜で不合格になった者が、後期選抜に出願するときは、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

- (3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。

年内に、志願者は、在学(出身)中学校長を通して、受験上の配慮申請書(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通11号)を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通12号)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校校長を通して志願者に通知する。

中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) その他、不明な事柄が生じた場合は、中学校長を通して本校校長へ問い合わせる。